

ESG に関する補足資料

(2023 年 4 月 28 日)

すべての革新は患者さんのために

贈収賄防止ポリシー（抜粋）

1. 目的

本ポリシーは、中外製薬グループ（中外製薬株式会社および国内外の子会社）が、贈収賄行為を未然に防止し、企業活動を適正に運営することを目的として定める。

2. 基本方針

(1) 法令等遵守

中外製薬グループが企業活動を展開する全ての国・地域において適用される贈収賄防止および汚職防止に関する法令、業界基準および社内ルール等を遵守する。

(2) 贈賄の禁止

企業活動の過程において、直接または他の第三者（代理人、代理店、コンサルタントや契約先等）を通じて相手先（政府関係者、公務員、企業担当者等、法人・個人を問わない）に対し、賄賂を贈ってはならない。また、社会から贈賄と疑われる行為についても行わない。

(3) 収賄の禁止

取引先に対しては、常に誠実、公平な姿勢をもって接し、仕事上の立場を利用し取引先に対し賄賂を要求したり、取引先から賄賂を受け取ったりしてはならない。また、社会から収賄と疑われる行為についても行わない。

(4) 贈収賄防止策

中外製薬グループ各社のコンプライアンスオフィサーは、中外製薬株式会社サステナビリティ推進部との協働により、次の贈収賄防止策を実施する。

- 1) 本ポリシーに基づく「贈収賄防止ガイドライン」の策定、従業員への周知、遵守の徹底および定期的な見直し
- 2) 贈収賄に関するモニタリング実施
- 3) 贈収賄防止のための教育・研修の企画、実施
- 4) 贈収賄に関する問題発生時の一次対応および再発防止策の策定
- 5) 内部通報窓口寄せられた相談、通報への適切な対応

最新改定日：2019年4月1日

中外製薬グループ サプライヤー・コード・オブ・コンダクト

序文

中外製薬グループは、「革新的な医薬品とサービスの提供を通じて新しい価値を創造し、世界の医療と人々の健康に貢献する」ことをミッションに掲げ、有効性・安全性に優れた高品質な製品・サービスを継続的に提供するとともに、高い倫理観を持ち、環境にも配慮した誠実な事業活動に取り組んでいます。

近年は企業活動のグローバル化が進む中で様々な社会・環境問題が深刻化しており、企業に対して関連法令等の遵守だけでなく、持続可能な社会の実現に向けた課題解決に積極的に取り組むことが求められています。

そのような持続可能な社会の実現に貢献していくためには、重要なパートナーであるサプライヤーの皆様を含めた中外製薬グループのサプライチェーン全体で取り組むことが不可欠です。

「中外製薬グループ サプライヤー・コード・オブ・コンダクト」は、サプライヤーの皆様が、中外製薬グループと取引を行う際に、尊重し遵守していただきたい事項を行動規準として明文化したものです。その内容は、グローバル製薬企業で構成される非営利団体 PSCI（Pharmaceutical Supply Chain Initiative）が策定した「責任あるサプライチェーンマネジメントのための製薬業界の原則*（Pharmaceutical Industry Principles for Responsible Supply Chain Management、以下「PSCI 原則」といいます）」に基づく、倫理、労働、安全衛生、環境ならびに関連するマネジメントシステムに関して、サプライヤーの皆様にご遵守いただきたい事項を示したものです。

中外製薬グループは本コードを遵守することを確約いたします。サプライヤーの皆様におかれましては、「中外製薬グループ・サプライヤー・コード・オブ・コンダクト」の以下の趣旨および内容にご賛同の上、遵守いただきますようお願いいたします。

本文

【倫理】

当社は、倫理観に基づいて事業活動を行い、誠実に行動します。

倫理には、以下の項目が含まれます。

1. 誠実な事業活動と公正な競争

汚職、恐喝、横領は一切禁止されています。当社は、ビジネスパートナーや官庁との関係において、贈収賄やその他違法な金品の授受に関与しません。

当社は、適用されるすべての独占禁止法に準拠し、公正かつ活発な競争に基づいた事業を運営します。また、真実に基づく正確な広告・宣伝を含む、公正な商慣行を採用します。

2. 懸念事項の特定

すべての労働者が報復や脅迫、嫌がらせを恐れることなく、職場における懸念事項や違法行為を報告できるようにします。当社は、調査を実施し、必要に応じて是正措置を講じます。

3. 動物福祉

動物は、慈悲深く取り扱い、苦痛とストレスをできるだけ与えないように取り扱わなければなりません。動物実験に代わる方法、使用する動物数の削減、実験動物の苦痛を最小限に抑える手順などをよく検討したのちに動物実験を実施します。科学的に有効であり、規制当局から容認された場合にはいつでも代替法を使用します。

4. プライバシー

当社は、会社の機密情報や、従業員・患者さんのプライバシー権を確実に保護し、適切に使用します。

【労働】

当社は、従業員の人権を守り、尊厳と敬意をもって従業員を処遇することに尽力します。

労働には、以下の項目が含まれます。

1. 雇用の自由選択

当社は、強制労働や奴隷労働、年季奉公、強要された囚人労働を利用しません。

2. 児童労働と若年労働

当社は、児童労働を利用しません。18歳未満の若年労働者は、国の法定雇用年齢または義務教育終了年齢を超えている場合に限り、危険有害業務以外に従事させます。

3. 差別の禁止

当社は、嫌がらせや差別のない職場を提供します。人種、肌の色、年齢、性別、性的指向、民族、障害、宗教、政党への加盟、労働組合員であること、配偶者の有無などを理由とする差別を許しません。

4. 公正な処遇

当社は、従業員に対するセクシュアルハラスメントや性的虐待、体罰、精神的・身体的抑圧、言葉による虐待など、過酷で非人道的な処遇のない、またその恐れもない職場を提供します。

5. 賃金・福利厚生・労働時間

当社は、最低賃金、残業時間、法定給付金を含め、適用される賃金関連法に従って、従業員に支払います。報酬の基準については、適切な時期に従業員と意思疎通を図ります。また、残業の必要性や残業に対して支払われるべき賃金についても従業員と話し合います。

6. 結社の自由

職場および報酬に関する問題を解決するために、従業員とのオープンなコミュニケーションや直接的な取り決めが推奨されます。当社は、現地の法律に従い、結社の自由、労働組合への参加／不参加、代表者の選出、労働者評議会への参加など、従業員の権利を尊重します。従業員が報復や脅迫、嫌がらせを恐れることなく、労働条件に関して経営陣と率直に意見交換ができるようにします。

【安全衛生】

当社は、作業現場および居室において、安全で衛生的な労働環境を提供します。

安全衛生には、以下の項目が含まれます。

1. 従業員の保護

当社は、作業現場および居室において、化学的・生物学的・物理的な危険源への過剰な暴露や苛酷な身体的業務から従業員を保護します。

2. プロセスの安全性

当社は、化学物質の壊滅的被害を引き起こす漏出を防止、低減するための計画を整備します。

3. 緊急事態への準備と対応

当社は、作業現場および居室における緊急事態を事前に特定・評価し、緊急時対策と対応手順を実施することにより、その影響を最小限に抑えます。

4. 危険有害性情報

当社は、危険有害物質（医薬品や医薬品中間体を含む）の安全性情報を提供し、教育・訓練を通じて、危険有害物質から従業員を保護します。

【環境】

当社は、気候変動を含む環境への悪影響を最小限に抑えるために、環境に対して責任ある効果的な方法で事業を運営します。また、天然資源を保全し、可能であれば危険有害性物質の使用を避け、再利用やリサイクルするよう努めます。

環境には、以下の項目が含まれます。

1. 環境に関する許認可

当社は、適用されるすべての環境規制を遵守します。必要とされる環境関連の許可、認可、登録と制限条件をすべて取得し、そこに定められた運営および報告に関する要件を遵守します。

2. 廃棄物および排出物

当社は、廃棄物、大気放出物、廃水の安全な取扱い、移動、保管、リサイクル、再利用および管理を確実にするためにシステムを整備します。廃棄物、廃水、大気放出物が人間の健康や環境に悪影響を与える可能性がある場合は、適切に管理、抑制し、環境排出前に処理を行います。

3. 漏出および流出

当社は、環境への不測の漏出や流出を防止、低減するためのシステムを整備します。

【マネジメントシステム】

当社は、継続的改善およびこれまでに述べてきた行動原則で要求されている事項の遵守を推進するためのマネジメントシステムを運用します。

マネジメントシステムには、以下の項目が含まれます。

1. コミットメントおよび説明責任

当社は、適切に資源を配分することにより、本原則に記載されている考え方を守るべく責任を持って努力します。

2. 法令および顧客の要請

当社は、適用法令、規制、基準ならびに関係を有する顧客からの要請を把握し、それらを遵守します。

3. リスクマネジメント

当社は、本原則で取り上げているすべての分野におけるリスクを把握し、管理する仕組みを整備します。

4. 文書

当社は、これらの要求事項への適合と適用される規制の遵守を証明するために、必要な文書を維持管理します。

5. 研修と能力

当社は、経営陣と従業員がこれらの要求事項に取り組めるよう、知識、技能及び能力が適正な水準に到達するための教育プログラムを整備します。

6. 継続的改善

当社は、目標を設定し、改善計画を実行し、社内外の評価、査察、マネジメントレビューによって確認された改善点に対する必要な是正措置を講じることにより、継続的な改善に取り組めます。

*「責任あるサプライチェーンマネジメントのための製薬業界の原則
(PSCI 原則、<https://pscinitiative.org/resource?resource=1>)」

PSCI 原則は、製薬業界が責任あるサプライチェーンマネジメントを行うための、倫理、労働、安全衛生、環境ならびに関連するマネジメントシステムに関する原則について、その要点を記載しているものです。製薬業界に属する企業であれば、どの企業でも PSCI 原則を支持することができます。

PSCI 原則を支持する製薬企業は、以下の内容にも合意してサプライチェーンマネジメントを実践することが求められています。

- ・ 自社のサプライヤー管理計画に PSCI 原則を統合し、サプライヤー管理を実践していきます
- ・ 責任ある企業行動と商慣行が、社会とビジネスを支えるものであると確信し、すべての適用法令や規制を遵守して事業を行ないます
- ・ PSCI 原則をグローバルに適用していくには文化の違いもあり、課題があることを認識しています。PSCI 原則で期待されていることは普遍的な事である一方で、それらの期待に応える方法は一様ではなく、様々な国の法律、価値観、文化と整合性を図る必要があることを理解しています
- ・ サプライヤーの長期的な成長のために PSCI 原則に基づいて継続的な改善に取り組んでいきます

制定年月日：2019年6月7日

中外製薬グループの税務への取組み

中外製薬グループは、中外製薬グループ コード オブ コンダクト 3 項 誠実な事業活動 に則り、各国の税法を遵守し、ロシグループのメンバーとして、ロシグループの税務ポリシーに準拠しています。

1. 事業と税務体制の連動

中外製薬グループの事業プロセスとして文書化されている税務体制および取引は、経済実態があり経済的価値が発生しているところで課税されるべきという原則に則っています。中外製薬グループはタックスヘイブン等を使った作為的なアレンジメントには関与しておりません。また、中外製薬グループにおける税務体制は事業目的に沿ったものであり、低税率国への利益移転など、税金を回避することのみを目的で行われることはありません。この考え方は OECD/G20 の BEPS プロジェクトが目的とするところに準拠しています。

2. ガバナンス

中外製薬グループの財務経理部門は、グループの財務経理ポリシーに従い、グループが事業を展開している様々な国の現地税法の順守に努めており、またこれらの法律が意図する精神にも配慮しています。

また、親会社である中外製薬株式会社では、財務経理部門が中外製薬グループ全体の税務課題を把握・対応し、リスク管理に努めています。財務経理部長はそれらを CFO へ報告しています。

更に、F. Hoffmann-La Roche 社とは、税務リスク軽減の取り組みとして、必要に応じて事前確認制度の適用が検討されています。

3. 移転価格 – OECD ガイドラインの遵守

持続可能な税務管理の基本原則の 1 つは、経済的価値が生み出された場所で税金を支払うということです。これは、1995 年に初版が発行された「多国籍企業と税務管理のための OECD 移転価格ガイドライン」に沿ったものです。二重課税の可能性を防止または少なくとも軽減するために、中外製薬グループは Roche グループの一員として、OECD 移転価格ガイドラインを包括的な指針として採用しています。

税務当局は、主としてその国固有の法律を適用することから、国境を越えた取引及び国外関連者間の製品価格（移転価格）が一方の国では容認された場合でも他方の国で認められるとは限りません。したがって結果として、追加的に課税所得が一方の当事者に課される場合があります。相手国の税務当局がそのような所得を調整しない場合、係る所得調整は二重課税につながります。中外製薬グループでは、取引の経済的実態に合わせて独立企業間価格を基にした移転価格を適用することにより、潜在的な課税の紛争を最小限に抑えます。移転価格は、果たす機能、使用された資産、負担するリスクを考慮して設定され、独立企業間価格を記載した文書の作成が行われます。独立企業間価格は、独立した当事者が同様の状況下で非関連会社に支払うであろう価格のことで、移転価格の決定は、経済的価値が発生した場所で税金を支払うという持続可能な税管理の基本原則を考慮して、バランスの取れた方法で行われます。

4. 知的財産

製品に関連する知的財産は、中外製薬グループの主要な利益ドライバーであり、そのような利益はそれぞれの所有者に帰属します。ここで述べる知的財産の所有者は、知的財産への投資に関する事業主体者としてのリスクを負った者です。中外製薬グループの主要な事業主体者および知的財産所有者は、親会社である中外製薬株式会社です。

5. 紛争の処理

国益を擁護する異なる国税当局間では税務上の衝突が発生する可能性があり、その結果、2つの当局が同一の利益に対し課税を試みます。中外製薬グループは、国境を越えた取引の価格決定をバランスよく行うことにより、このような紛争および課税リスクの可能性を低減しています。上記の取組みは、多くの場合、価格設定の妥当性を確認する経済分析を伴う移転価格文書化によって、税務当局による再評価のエクスポージャーを最小限に抑えます。紛争が発生した場合、中外製薬グループは前向きな姿勢で各当局と協力し、関連する法律に従ってバランスの取れた解決策を見出します。

6. 透明性 – 国別報告（BEPS 行動計画 13）

新たに求められる最低限の取組みとして、OECD / G20 は、各国が多国籍企業に、所得の各国における配分、支払税額、およびその他の指標などの税務関連情報を含む国別報告書の作成と提出を要求することとしています。また、OECD / G20 は、このような新しい取り組みが税務当局によるハイレベルの移転価格リスク評価に役立つことを強調しています。

中外製薬グループの国別報告書はロシュグループの国別報告書として、最終親会社である Roche Holding 社より、F. Hoffmann-La Roche 社を通じて、スイス税務当局に提出されています。スイス税務局は、中外製薬グループを含む Roche グループが事業を営む他の参加国と税務秘密保持を維持し、国別報告書を共有しています。中外製薬グループでは、国別報告書の作成要件を満たすために必要となる全てのプロセスを確立し、関連会社から追加情報を取得し、F. Hoffmann-La Roche 社と共有しています。

制定年月日：2020年7月20日

環境

1. 気候変動の緩和を支援に向けた企業団体への参加や公共政策や規制に対する会社のポジション表明 気候関連の問題に取り組む業界団体のメンバーシップ

中外製薬グループは気候変動対策のネットワーク組織「気候変動イニシアティブ（JCI）」に2018年7月の発足時より参加しており、JCIが2018年10月12日に発表した「気候変動アクション日本サミット宣言」や2020年2月4日発表した「気候変動対策強化を求めるメッセージ」に賛同し、非国家アクターの一員として日本社会における脱炭素化の実現に向けて貢献していくことを表明しています。また、日本の医薬品製造業者の団体で構成している日本製薬団体連合会（日薬連）の環境委員会およびカーボンニュートラル行動計画ワーキンググループに参画し、日本の医薬品製造業界のカーボンニュートラル活動を推進するとともに、日本経済団体連合会（経団連）や厚生労働省への活動報告や政策提言を通じて、日本の低炭素社会実現に向けた取り組みに貢献しています。さらに日薬連の構成団体の一つであり、研究開発志向型の製薬企業で構成される日本製薬工業協会（製薬協）の環境問題検討会にも参画し、日薬連の施策に基づいた計画を策定し、サステナブルな社会実現に向けて活動しています。実質的な取り組みとしては、メディアに向けて2020年9月29日に開催したESG説明会の中で、地球環境における長期計画の考え方として、大きな変革が必要なCO₂排出については、長期の時間軸が不可欠なため2050年目標も策定することが不可欠であることを示し、2019年対比で2030年は50%以上削減、2050年はゼロを目指すことを表明しています。

一方、日本政府も2020年10月26日の臨時国会における菅義偉首相の所信表明演説の中で、2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をめざす宣言をしています。中外製薬グループは日本政府が脱炭素化の実現に本格的に舵を切ったことを支持します。また、中外製薬グループは国の気候変動に関連する法規制である省エネ法や温対法を支持し、年1回、行政へエネルギー使用量、省エネルギー目標の達成状況、温室効果ガス排出量の報告書を提出しています。国も推進しているTCFD提言への対応を支持し、シナリオ分析を行い情報開示しています。

2. 水質・廃水許認可／基準／違反の件数

環境法規制の違反はありません。

3. 水関連リスクに関連するコスト

Aqueductを用いた物理的リスク評価では、荒川に近接している浮間工場は、浸水リスクが中程度から高リスクの地域に含まれます。河川洪水が発生した場合、輸送インフラの混乱等により製品生産が遅延するリスクがあります。1000年に1度の浸水深は5.9mと試算されておりますが、浮間工場のバイオ抗体医薬品原料製造棟UK3は既に5mの洪水対策を行っており、浸水閾値が1mである場合と比較して製品供給への影響による売り上げ減少予想額を99%低減させています。また、2021年10月に浮間事業所（東京都北区）内に、初期開発用治験薬の製造を担うバイオ原薬製造棟（UK4）を建設することを発表していますが、この新棟についても5mの洪水対策を行っております。さらに、製品の安定供給の損失リスクを低減させるために、東日本と西日本にそれぞれ物流拠点有しております。

中外製薬グループでは、生物多様性保全の観点から、事業所排水の環境生物への影響を確認するため、法令による排水基準を満たすことはもとより、排水に含まれる化学物質の影響を総合的に把握・評価するために2013年よりWET試験の実施を開始しました。2021年についても、すべての工場・研究所（5事業所）において年1回のWET試験を実施し、問題がないことを確認しました。

4. 2022 年水ストレス地域における事業所数、取水量

水ストレス（現在）	事業所数	取水量（千トン）	全取水量に対する割合（%）
Low	1 事業所	0.3	0.02
Medium to High	6 事業所	1,739.9	99.98

集計対象：国内および海外研究・生産拠点

5. 取水量、排水量（千トン）

		2020	2021	2022
取水量	市水	505.3	509.3	506.0
	井水	763	738	555.5
	工業用水	678	671	678.3
	総取水量	1,945.3	1,918.3	1,739.9
排水量	第三者施設	880.3	908.3	874.3
	河川・湖、沼	907	765	493.1
	海域	0	0	0
	地下水	0	0	0
	総排水量	1,787.3	1,673.3	1,367.3

集計対象：国内および海外研究・生産拠点

6. GHG 排出量（t-CO₂）

	2020	2021	2022
スコープ 1 ¹⁾	42,771	48,898	49,405
スコープ 2 ¹⁾	62,106	20,758	11,940
スコープ 3 ²⁾	1,050,016	1,227,988	2,251,205
スコープ 1 & 2	104,877	48,898	61,345
スコープ 1, 2 & 3	1,186,197	1,314,295	2,312,550

1) 集計対象：中外製薬グループ（親会社、国内および海外グループ会社）

2) カテゴリ 1, 4, 5, 12 の排出量は税込金額を用いて算出

7. 内部炭素価格

サステナブルエネルギー導入において、グリーン電力証書、非化石証書、環境付加価値付電力購入に必要な価格に基づき「7,700 円/t-CO₂」を想定しています。

8. 業界活動

医薬品業界として CO₂ 排出量削減を推進するために、日本製薬工業協会（JPMA）環境問題検討会および日本製薬団体連合会（FPMAJ）カーボンニュートラル行動計画ワーキンググループ（CN 行動計画 WG）に参画しています。特に、CN 行動計画 WG においては、リーダー企業として参画しており、CO₂ 排出量削減に向けた取り組み推進に貢献しています。

社会

1. フルタイム従業員の自発的な離職率

2.07% (2021 年度、連結)

2. グループ全体の派遣社員の比率

現地雇用および/または現地調達に関するコミットメント

●地域別従業員数

中外製薬は海外グループ会社における人財の 9 割以上が現地雇用です。

臨時従業員（派遣社員含む）の割合は、2022 年度末時点でグループ全体の約 8%を占めています。

また、従業員のなかで障がいのあるスタッフは、グループ全体で約 2%の割合となっています。

指標		期間	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
地域別 従業員数	日本	期末	6,809	6,904	6,941	6,823	6,945	7,047	7,153
	アジア		198	214	267	349	392	407	435
	欧州		227	243	231	232	232	226	202
	アメリカ		25	29	19	16	15	15	20

●グローバル・次世代リーダー人財の育成

<https://www.chugai-pharm.co.jp/sustainability/diversity/promotion.html>

中外製薬では、多様な人財とともに働くための環境づくりに努めており、外国籍社員を対象としたフォローアップ研修や外国籍社員を部下に持つ上司への研修を実施しています。また、グローバルに活躍していく人財を育成する観点から、ロシュとの人財交流プログラム等を行っています。さらには、世界のトップイノベーター像を目指すため、次世代リーダーを育成するための選抜型プログラムを実施しています。

3. 知識やスキル向上を目的とした自己啓発教育プログラム時間

従業員の教育プログラムに関する方針、提供しているプログラムの詳細な内容

当社は、経営陣と従業員がこれらの要求事項に取り組めるよう、知識、技能及び能力が適正な水準に到達するための教育プログラムを整備します。2021 年度は階層別、能力・コンピテンシー別、職種別に以下のようなプログラム構成のもと、必須研修だけでなく、個々人の能力・適性やプログラムの実践的度合いに応じた選択・選抜研修を行いました。また、デジタル人財基盤強化のため、社員のデジタル・スキルレベルに応じて体系化された教育プログラムを提供しています。さらには、社員が各担当業務や将来めざす姿に応じて自分自身で目標を立て、その目標に向かって成長するため、また、円滑な業務遂行に資する能力開発を目的として、各人の希望に応じて任意で選択できるよう、各種通信教育、社内英会話サークル、社外語学スクール、外部セミナー等の受講支援や、オンライン学習プラットフォーム「I Learning」の提供、社員の相互研鑽を支援する仕組みとして「中外アカデミア」の設置等を行っています。

受講対象	全社員共通プログラム				社外実践	専門性強化プログラム	自己啓発	選抜プログラム	
	階層別	マネジメント	コンピテンシー	キャリア	実践的なスキル・経験	専門知識スキル	領域横断	次世代リーダー	
幹部社員	幹部社員プログラム 例) ・マネジャー強化研修 ・新任マネジャー研修 ・新任幹部社員研修 ・個別組織長360度診断	マネジャーフォローアッププログラム	実践型研修 英語研修	キャリアデザインプログラム 例) ・60歳 ・54歳 ・50歳 ・40歳代 ・30歳代 ・20歳代	社外派遣型実践プログラム	機能毎の専門性強化プログラム 例) ・必須知識・スキル ・資格 ・規定トレーニング 専門英語研修 Chugai Digital Academy	SIP (自己学習プログラム) 例) ・会社推奨通信教育 ・その他の通信教育 ・社内英会話サークル	I Learning (オンライン学習プラットフォーム) 例) ・社外オンライン動画学習 ・社内e-ラーニング	リーダー開発プログラム 例) ・ビジネス知識 ・戦略思考 ・リーダーシップ ・経営視点醸成 ・リベラルアーツ ・グローバル視点強化
一般社員	新入社員3か年育成パッケージ ・半年フォロー研修 ・二年次フォロー研修 ・三年次フォロー研修							中外アカデミア (相互研鑽)	
入社	新入社員共通導入研修					MR導入研修 部門導入研修			

内訳	対象範囲	単位	2020年度	2021年度
階層別研修時間 (のべ)	国内 (単体)	時間	17,631	28,388
コンピテンシー強化・キャリア開発研修 (のべ)	国内 (単体)	時間	18,858	23,864

※自己学習プログラム等一部の研修は上記算出対象に含まれていません

※2021年度より、算出の対象とする研修の範囲を拡大

4. 最低賃金の支払い

当社は、適用される賃金関連法を遵守し、最低賃金を超える賃金を含め、時間外手当や法定給付金等を従業員に支払います。

5. 医療へのアクセスの取り組み (価格設定)

「アクトムラ」「ヘムライブラ」など、中外の製品はロシュを通じて世界中で販売されています。患者さんに必要な医薬品を適正価格で届けることを目的とし、中外製品を海外に提供する場合は、ロシュを通じて様々な価格設定方法が適用されます。特に、経済力の異なる国家間においては、価格を差別化することで、発展途上国における革新的な医薬品への患者アクセスを大幅に改善することが示されています。ロシュグループが提供する International Differential Pricing (IDP) モデルは、全ての革新的医薬品に適用され、各国の1人当たりのGDP、国連の人間開発指数、公的医療への投資に基づいて価格が調整されます。IDPシステムは新興市場での医薬品へのより広く迅速なアクセスを促進することが期待されます。

- International Differential Pricing:
<https://www.roche.com/sustainability/access-to-healthcare/innovative-pricing-solutions.htm#:~:text=International%20Differential%20Pricing,-IDP%20guidelines%20align&text=IDP%20applies%20to%20all%20innovative,GDP%20PPP%20per%20capita>
- Roche Position on Pricing:
https://www.roche.com/dam/jcr:6a4b3056-d2cb-46f2-b4c5-449e141ac65b/en/16_Roche_Position_Pricing_reviewed_April_2020.pdf

ガバナンス

1. 取締役会における利益相反に対する取り組み

当社と当社取締役との取引は、利益相反が生じないようにするため、取締役会規則により、すべて事前にと取締役会の承認を得なければならないものとしております。また当該取引を実施した場合には、その重要な事実を取締役に報告するとともに、法令の定めるところにより、これを適切に開示いたします。

2. 指名委員会、報酬委員会への出席率

2021 年度開催分

指名委員会		報酬委員会	
委員（敬称略）	出席回数	委員（敬称略）	出席回数
奥 正之（議長）	3/3	William Anderson（議長）	2/2
一丸 陽一郎	3/3	Christoph Franz	2/2
William Anderson	3/3	奥 正之	2/2
奥田 修	3/3		

3. 報酬のためのクローバックまたはマルス規定

譲渡制限付株式報酬を支給された CEO を含む代表取締役 3 名は、譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、当社は本株式を当然に無償で取得する。

- (1) 当該代表取締役において、法令、当社の社内規程または本契約に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合
- (2) 譲渡制限の解除を行うことにより、当社に著しい損害を与える可能性があるとして当社の取締役会が判断した場合
- (3) その他本株式の全部または一部について、当社が無償で取得することが相当であると当社の取締役会が決定した場合

以上